

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 3 月 6 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 木白 俊哉

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 横浜市舎放射線施設保守点検業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和 7 年 4 月 1 日
至) 令和 8 年 3 月 31 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

① 直接交付
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所
管理部門管理課施設担当
電話 045-788-7693
FAX 045-788-5001

② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「横浜市舎放射線施設保守点検業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付
任意書式に「横浜市舎放射線施設保守点検業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年3月17日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に對して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付

け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の
個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等
を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇
を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答す
ることがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
令和 7 年 3 月 24 日 14 時 30 分
神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
横浜庁舎 ビデオライブラリー室
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所
令和 7 年 3 月 24 日 12 時 00 分
3. ① に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
- (3) 入札の無効
本広告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要。
- (5) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を
行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、そ
の者により当該契約の内容に適合した履行がなされないお
それがあることと認められるとき、又はその者と契約を締結す
ることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつ
て著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制
限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価
格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知
書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長
相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}とし
て再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めているこ
と^{※注2}
- ※注1 お、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究
開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有す
る者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響
を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲
げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引
の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契
約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び
当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいず
れかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当
機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

国立研究開発法人水産研究・教育機構

横浜庁舎放射線施設保守点検業務

特記仕様書

令和7年度

水産資源研究所管理部門管理課

1. 件 名 横浜庁舎放射線施設保守点検業務

2. 業務目的

本業務は、横浜庁舎実験西棟に設置されている放射線施設における「放射性同位元素等の規制に関する法律」・「核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等により、放射線の被ばくの防止及び放射性同位元素による汚染その他の事故の発生等を未然に防ぐとともに、放射線施設の円滑な運営管理等を図ることを目的とする。

3. 履行場所 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4

国立研究開発法人水産研究・教育機構

横浜庁舎 実験西棟放射線施設管理区域

4. 業務期間 自) 令和 7年 4月 1日

至) 令和 8年 3月31日

5. 一般事項

(1) 用語の定義

本仕様書において使用する用語は、「建築保全業務共通仕様書」第1編第1章第1節用語の定義によるものとする。

但し、(1)の「施設管理担当者」とは、監督職員に読み替えるものとする。

(2) 契約図書の優先順位

契約図書において相違等がある場合の優先順位については、次の順位による。

1) 業務契約書

2) 特記仕様書

3) 業務仕様書(仕様書・主要機器リスト・設計図面等)

4) 建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

6. 業務概要

本業務は、庁舎実験西棟に設置されている放射線施設及び管理区域の建築物の保全をは

じめ、関連する設備機器等の正常稼働及び機能維持等を目的とするものである。

また、併せて放射性同位元素等の規制に関する法律等を遵守し、別紙業務仕様書に基づく保守点検業務を適正に施行する。

(1) 業務施行

本業務の施行に当たっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう十分注意を払い施行するものとする。

万一損害等を与えた場合には、直ちに監督職員に報告し、その指示等に従い完全に復旧させること。

なお、これらにかかる費用はすべて請負者の負担とする。

- 1) 放射線施設及び管理区域等施設全般にわたる目視点検及び法定基準適合点検業務。
- 2) 放射線施設機器設備類の機能点検業務。
- 3) 放射線施設機器設備類のリフレッシュ点検業務。
- 4) 放射線管理区域内の清掃・消耗品交換業務及び測定業務。（給気及び排気系フィルター交換等含む）
- 5) 業務の施行時期に当たっては業務計画一覧による。
- 6) サンプリング装置等の測定業務については、すべて請負者側で準備するものとする。
但し、放射線管理区域内にて発生した消耗資材等は、サーベイメーターで線量を測定し、記帳した後に主任者に報告する。当該廃棄物は水産資源研究所横浜庁舎にて放射性廃棄物として処理するものとする。
- 7) 業務に必要な薬品等は、発注者側において支給するものとする。

(2) 管理技術者

本業務を施行するにあたり、放射線施設運転管理並びに管理区域の測定業務に対する知識経験等を有する者を管理技術者として選任し監督職員の承認を受けるものとする。

なお、当該業務における管理技術者は「第1種放射線取扱主任者」以上の有資格者を配置し、業務を推進する。

(3) 業務計画

請負者は、業務の施行に先立ち、監督職員と協議のうえ「業務計画書」の作成等を行い監督職員の承認を受けるものとする。また、変更する場合においても同様とする。

1) 業務計画書には下記の事項等を記載するものとする。

- ① 業務管理体制
- ② 施行計画
- ③ 業務を行う職員の経歴及び資格証明書
- ④ 緊急時対応の連絡体制
- ⑤ 保守点検要員が交代した場合の届出
- ⑥ その他必要な事項（業務執行記録簿等を含む）

2) 実験室内に立ち入って作業する場合は、前月の点検作業時に次月の作業日程を放射線施設の入口に掲示すること。前月中に日程が決定しない場合は作業の2週間前までに日程を決定し、水産資源研究所管理課施設担当に連絡すること。

(4) 関係法令等の遵守

本業務の施行にあたり、放射性同位元素等の規制に関する法律等の関係法令を遵守し円滑な業務の遂行を図ることとする。

- 1) 放射性同位元素等の規制に関する法律等に基づく保守点検業務。
- 2) 建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検業務。
- 3) 建築基準法第12条第4項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく点検業務。
- 4) 官公庁施設の建設等に関する法律13条第1項に基づく基準に適合していることを確認

するための点検業務。

(5) 仕様書の定めのない事項

本業務仕様書の定めのない事項については、監督職員と協議しその指示等に従うものし、協議内容等について、その経過及び議事内容等を作成し提出するものとする。

(6) 業務委託

本業務のうち特殊な業務等については、再委託し業務を推進することができるものとし、その施行にあたっては適切な指導管理等を行うものとする。

(7) 守秘義務その他

本業務の施行過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならないものとする。
また、著作権、特許権その他第三者の権利の対象になっている保守点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者の責任において行うものとする。

(8) 保守点検対象

保守点検対象は、「庁舎実験西棟放射線施設」及び「管理区域」における施設全般並びに各設備機器等とする。

1) 施設全般にわたる目視点検業務

- ① 作業室
- ② 汚染検査室
- ③ 貯蔵室
- ④ 排気設備
- ⑤ 排水設備
- ⑥ 保管廃棄設備
- ⑦ 有機廃液焼却炉

2) 放射線施設設備機器類の機能点検業務

放射線監視装置、有機廃液焼却装置、動物乾燥装置、排水処理設備、排水処理設備機器、滅菌・中和設備、室内風量設備、排風機設備、空気調和装置、蒸気滅菌器、空調機器、貯留槽、排気系フィルター、吸気系フィルター等とする。

3) 保守点検方法

保守点検方法及び保守点検回数並びに期間等については、放射線施設保守点検業務仕様書・主要機器リスト・管理記録書・関係図面及びその他の関係基準等に基づき確実に施行する。

(9) 業務報告等

1) 保守点検結果における業務報告書については、「放射線施設保守点検業務報告書」として、毎月の実施項目等を取りまとめ、受注者が作成し監督職員の承認を受け報告するものとする。

2) 報告期限は、当該施設等の点検日の属する月の翌月7日までとする。

但し、緊急性のあるものについては適宜報告する。

3) 本業務の施行に先立ち必要な関係資料等を貸与する。なお、発注者が請求した場合や業務が終了した場合には速やかに返却するものとする。

① 諸官庁提出書類

② 法令点検記録簿（消防設備点検結果報告書・特殊建築物等調査記録簿・建築設備定期検査記録簿・定期自主検査記録簿ほか）

③ 保全関係書類（緊急連絡一覧・工事関係一覧）

④ 設備機器関連簿（設備機器台帳）

⑤ 図面及び取扱説明書その他保全に関する資料等

4) その他

本仕様書は、放射線施設及び管理区域における保守点検業務の大要を示したものであり、詳細については、監督職員と協議を行うこと。

国立研究開発法人水産研究・教育機構

横浜庁舎放射線施設保守点検業務

仕 様 書

令和7年度

水産資源研究所管理部門管理課

< 目 次 >

1. 施設全般の目視点検業務	2
(1) 建物関係	2
(2) 放射線管理区域内	3
(3) 作業室	4
(4) 汚染検査室	6
(5) 貯蔵室・貯蔵箱・貯蔵容器	8
(6) 排気設備	10
(7) 排水設備	12
(8) 保管廃棄設備	13
(9) 有機廃液焼却炉	14
2. 機器設備の機能点検	16
3. 機械設備のリフレッシュ点検業務	20
4. 放射線測定業務	22
5. 空調機関係機器リスト	23
6. 業務実施時期一覧	25

1. 施設全般の目視点検業務

(1) 建物関係

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 位置等	① 使用施設等は地崩れ及び浸水のおそれがないか。	2回／1年	
	② 事業所内の居住区域等に変更はないか。	2回／1年	
2. 主要構造部等	① 主要構造部等が耐火構造又は不燃材料造りとなっているか。	1回／1年	
	② 改修又は補修工事が行われた場合、主要構造部等は耐火構造又は不燃材料造りとなっているか。	1回／1年	
3. 遮蔽	① 遮蔽の構造、材料、寸法が許可内容（申請書及び添付書類）に合致しているか。	1回／1年	
	② 遮蔽物に破損、き裂などの損傷はないか。	2回／1年	
	③ 常時人が立ち入る場所の1cm線量当量は1mSv／週を超えていないか。	1回／1年	
	④ 事業所境界、事業所内居住区に対する1cm線量当量が、250μSv／3月を超えていないか。	1回／1年	

(2) 放射線管理区域内

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 区画等	① 管理区域の区画が許可内容（申請書及び添付図面）に合致しているか。 ② 管理区域の境界には、柵、その他、人がみだりに立ち入らないような施設が設けられているか。 ③ フェンス等が設けられている場合、破損していないか。	1回／1年 2回／1年 2回／1年	
2. 線量当量等	① 管理区域境界の線量当量が300 μ Sv／週を超えてはいないか。 ② 管理区域内の常時立ち入る場所における放射性同位元素の空气中濃度が、告示第7条に規定する濃度限度を超えてはいないか。 ③ 人が触れる物の表面の放射性同位元素の表面密度が告示第8条に規定する密度限度を超えてはいないか。	1回／1月 1回／1月 1回／1月	
3. 標識等	① 管理区域の種類毎に定められた標識が付けられているか。 ② 標識の設置位置、枚数は許可内容（申請書及び添付図面）に合致しているか。 ③ 管理区域等における注意事項は、目の付きやすい場所に掲示されているか。 ④ 標識等の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。	2回／1年 2回／1年 2回／1年 2回／1年	

(3) 作業室

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
	<p>(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第14条の7)</p>		
1. 構 造	<p>① 汚染のおそれのある床、壁等の突起物、くぼみが少ないか。</p> <p>② 汚染のおそれのある床等の仕上材の目地等の隙間は少ないか。</p> <p>③ 汚染のおそれのある床、壁等に著しいき裂はないか。</p>	<p>2回/1年</p> <p>2回/1年</p> <p>2回/1年</p>	
2. 表面材料	<p>① 汚染のおそれのある床、壁等の表面は平滑な材料が使用されているか。</p> <p>② 汚染のおそれのある床、壁等の表面は腐食しにくい材料か。</p> <p>③ 気体又は液体が浸透しにくい材料か。</p> <p>④ 塗装された床面に剥離や著しい磨滅はないか。</p>	<p>1回/1年</p> <p>1回/1年</p> <p>1回/1年</p> <p>2回/1年</p>	
3. フード・グローブボックス	<p>① フードは排気設備に確実に接続されているか。</p> <p>② フード本体及び排気管等の溶接部、接合部にき裂や腐食がないか。</p> <p>③ フードの扉の開口部で適切な面速が得られているか。</p> <p>④ ダンパーが設置されている場合、その機能は正常に作動するか。</p> <p>⑤ フードの扉を全閉にしたとき、バイパス弁が正常に作動し、かつ室内空気の流れに大きな変化はないか。</p> <p>⑥ フード下の配管、トラップ等の接合部から漏水はないか。</p> <p>⑦ フード内は、汚染拡大防止措置が講じられているか。</p> <p>⑧ グローブボックス及び排気管等の接合部に、き裂や腐食がないか。</p> <p>⑨ グローブボックスは、確実に排気設備に接続されているか。</p> <p>⑩ グローブボックス内は、所定の負圧が得られてい</p>	<p>2回/1年</p> <p>2回/1年</p> <p>2回/1年</p> <p>2回/1年</p> <p>2回/1年</p> <p>2回/1年</p> <p>2回/1年</p> <p>2回/1年</p> <p>2回/1年</p> <p>2回/1年</p>	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
4. 流 し	<p>るか。</p> <p>① グローブ及びOリングに破損、老朽はないか。</p>	2回／1年	
5. 換 気	<p>① 流し及び手洗器等に、き裂、破損又は汚損等はないか。</p> <p>② 流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。</p>	2回／1年	
6. 標 識	<p>① 作業室内の空気は排気口やフードから良好な状態で排出されているか。</p> <p>② 作業室の空気は廊下や汚染検査室へ逆流していないか。</p> <p>③ 作業室では作業台周辺の換気は十分に行われているか。</p>	1回／1月 2回／1年 1回／1月	
	<p>① 作業室毎に「放射性同位元素使用室」の標識がつけられているか。</p> <p>② 標識は、作業室の出入口又はその付近に付けられているか。</p> <p>③ 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。</p>	2回／1年 2回／1年 2回／1年	

(4) 汚染検査室

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
	(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第14条の7)		
1. 位置等	① 作業室の出入口付近で、許可内容（申請書の添付図面）に合致しているか。 ② 汚染検査室の区画は明確にされているか。	1回／1年 1回／1年	
2. 構 造	① 汚染のおそれのある床、壁等はいぼみが少ないか。 ② 汚染のおそれのある床、壁等は突起物が少ないか。 ③ 汚染のおそれのある床等の仕上材に目地等の隙間は少ないか。 ④ 汚染のおそれのある床、壁等にき裂はないか。	2回／1年 2回／1年 2回／1年 2回／1年	
3. 表面材料	① 汚染のおそれのある床、壁等の表面は平滑な材料が使用されているか。 ② 汚染のおそれのある床、壁等の表面は腐食しにくい材料か。 ③ 汚染のおそれのある床、壁等は気体又は液体が浸透しにくい材料か。 ④ 塗装された床面に剥離や著しい磨滅はないか。	1回／1年 1回／1年 1回／1年 2回／1年	
4. 洗浄設備	① 流し、シャワー等は確実に排水設備に接続されているか。 ② 流し、シャワー等に破損や故障はないか。 ③ 流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。	2回／1年 2回／1年 2回／1年	
5. 更衣設備	① 実験衣、作業衣、R I 靴、軽作業靴等は整備されているか。 ② 実験衣等は、定期的に変換し、又は洗濯がされているか。 ③ 履物入れや衣服掛け等が整備されているか。 ④ 未使用並びに使用済みの作業衣等が明確に区分されているか。	1回／1月 1回／1月 1回／1月 1回／1月	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
6. 器 材	① 手洗用石鹸、紙タオル等は常備されているか。 ② ブラシ、ウエス及び洗剤等の除染器材は整備されているか。	1回／1月 1回／1月	
7. 測定器	① 許可を得た申請書に記載された種類と台数の測定器が備えられているか。 ② 測定器は定期的に点検整備がされているか。	1回／1月 1回／1年	
8. 標 識	① 「汚染検査室」の標識が付けられているか。 ② 設置位置は、許可内容（申請書及び添付図面）と合致しており、見やすい場所であるか。 ③ 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。	2回／1年 2回／1年 2回／1年	

(5) 貯蔵室、貯蔵箱、貯蔵容器

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 位置等	<p>(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第14条の9)</p> <p>① 設置位置は、許可内容（申請書及び添付図面）に合致しているか。</p> <p>② 主要構造部等は、耐火性構造になっているか。</p>	<p>1回／1年</p> <p>1回／1年</p>	
2. 貯蔵室	<p>① 出入口等の開口部には、甲種防火戸が設けられているか。</p> <p>② 出入口等の開口部の扉は、確実に閉鎖でき、施錠できるか。</p> <p>③ 貯蔵室の区画を貫通する給排気管に防火ダンパーは設置されているか。</p> <p>④ 壁面に遮蔽機能に影響を及ぼすようなき裂やすきま等はないか。</p>	<p>1回／1年</p> <p>1回／1年</p> <p>1回／1年</p> <p>1回／1年</p>	
3. 貯蔵箱	<p>① 設置個数や設置位置は、許可内容（申請書及び添付図面）に合致しているか。</p> <p>② 貯蔵箱は、耐火性の構造か。</p> <p>③ 移動が容易な貯蔵箱は、床等に固定されているか。</p> <p>④ 耐火性の構造となっていない冷蔵庫を貯蔵箱として使用していないか。</p> <p>⑤ 貯蔵箱の扉は確実に閉鎖できるか。</p>	<p>2回／1年</p> <p>1回／1月</p> <p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>1回／1月</p>	
4. 貯蔵容器	<p>① 貯蔵室又は貯蔵箱の放射性同位元素は、容器に入れて保管しているか。</p> <p>② 空気を汚染させるおそれのある放射性同位元素を入れる気密な構造か。</p> <p>③ 液体の放射性同位元素を保管する容器は、液体がこぼれにくい構造で浸透しにくい材質か。</p> <p>④ 固体状又は液体状放射性同位元素を保管する容器で、き裂、破損等の発生のおそれがある場合は、汚染拡大防止のために受皿、吸収材等が設けられているか。</p>	<p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p>	
5. 貯蔵能力	<p>① 許可された種類・数量を超えて保管していないか。</p> <p>② 貯蔵施設以外の場所で保管していないか。</p>	<p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p>	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
6. 標 識	① 貯蔵室の出入口又はその付近に「貯蔵室」の標識が付けられているか。 ② 貯蔵箱の表面に「貯蔵箱」の標識が付けられているか。 ③ 貯蔵容器には「貯蔵容器」の標識（種類、数量（特定して許可を受けている場合は化学形）を記入）が容器表面に付けられているか。 ④ 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。	2回／1年 2回／1年 2回／1年 2回／1年	

(6) 排気設備

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 位 置	(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第14条の11第1項第4号) ① 設置位置は、許可内容（申請書及び添付図面）に合致しているか。	1回／1年	
2. 排気浄化装置	① 排気浄化装置の種類、台数及び性能が許可内容（申請書の記載内容）に合致しているか。 ② フィルタチャンバーに腐食や破損等がなく、排気が漏洩していないか。 ③ フィルタの装着枚数は、許可内容（申請書の記載内容）に合致しているか。 ④ フィルタの装着状態及び捕集効率の回数確認。 ⑤ フィルタの圧力損失の測定値は良好か。 ⑥ マノメータ等の計器は正常に作動しているか。 ⑦ フィルタの定期的交換又は適宜交換の回数確認。	1回／1年 2回／1年 2回／1年 1回／1年 1回／1月 1回／1月 2回／1年	
3. 排風機	① 排風機の種類と台数及びモータの定格馬力は、許可内容（申請書の記載内容）に合致しているか。 ② 所定の排気風量は得られているか。 ③ 排風機及びモータに異常音や振動及び加熱がないか。 ④ ベルト等に損傷や規定数以上の緩みはないか。	1回／1年 1回／1年 1回／1月 1回／1年	
4. 排気管	① 作業室、フード等、排気浄化装置、排風機及び排気口間の排気管は確実に連結されているか。 ② 排気管に腐食やき裂又は破損等はないか。 ③ 排気管に設置されたダンパーは、正常に作動するか。 ④ 作業室の排気ダンパーや排気グリルは閉鎖されていないか。	2回／1年 2回／1年 2回／1年 4回／1年	
5. 排気口	① 排気口に腐食、き裂又は破損等がないか。 ② 排気ガラリ付近に排気を障害する障害物等はないか。	2回／1年 2回／1年	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
6. 標 識	③ 排気モニタが設置されている場合、測定性能が維持され排気循環系統が正常に機能しているか。	2回／1年	
	① 排気浄化装置には「排気設備」の標識が装置表面に付けられているか。	2回／1年	
	② 排気管には「放射能表示」の標識及び流れの方向を示す「矢印」が付けられているか。	2回／1年	
	③ 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。	2回／1年	

(7) 排水設備

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 位置等	<p>(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第14条の11第1項第5号)</p> <p>① 設置位置は、許可内容（申請書及び添付図面）に合致しているか。</p> <p>② 床等の仕上材は、液体が浸透しにくく目地や損傷はないか。</p>	<p>1回／1年</p> <p>2回／1年</p>	
2. 排水浄化槽	<p>① 排水浄化槽の材料、構造、台数等は許可内容（申請書の記載内容）に合致しているか。</p> <p>② 排気浄化槽に、腐食、き裂等はないか。</p> <p>③ 排水浄化槽及び接続配管等からの漏水はないか。</p> <p>④ 排水浄化槽の内部ライニング材に、腐食等による劣化や破損はないか。</p> <p>⑤ 廃液を採取する設備は、正常に機能するか。</p> <p>⑥ 排水モニタが設置されている場合、測定性能が維持され排液循環系統が正常に機能しているか。</p> <p>⑦ 排水浄化槽の水位計は正常に作動するか。</p> <p>⑧ 排水設備にさく等が設置されている場合、破損等はないか。</p>	<p>1回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>1回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p>	
3. 排水管	<p>① 排水管にき裂や破損又は取付け部に緩み等はないか。</p> <p>② 溶接部、フランジ部からの漏水はないか。</p> <p>③ 二重管やトレンチ内の排水管に、漏水又はその痕跡はないか。</p>	<p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p>	
4. 標 識	<p>① 排水浄化槽や排液浄化装置の表面又はその付近に「排水設備」の標識が付けられているか。</p> <p>② 排水管には「放射能表示」の標識及び流れの方向を示す「矢印」が付けられているか。</p> <p>③ 標識の脱落、汚損又は破損や色褪せ等はないか。</p>	<p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p>	

(8) 保管廃棄設備

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 位置等	<p>(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第14条の11第1項第8号)</p> <p>① 位置、構造及び材料は、許可内容（申請書及び添付図面）に合致しているか。</p> <p>② 外部及び作業室等との間が、壁、扉及び間仕切り等で区画されているか。</p> <p>③ 扉や蓋等には、鍵その他の閉鎖設備又は器具が設置されているか。</p>	<p>1回／1年</p> <p>1回／1年</p> <p>1回／1年</p>	
2. 保管廃棄容器	<p>① 許可内容（申請書の記載内容）に合致した種類の保管廃棄容器を使用しているか。</p> <p>② 保管廃棄容器に腐食、き裂及び有害な損傷はないか。</p> <p>③ 変形等のため容器の蓋の密封性が損なわれていないか。</p> <p>④ 空気を汚染させるおそれのある廃棄物を収納する容器は気密な構造か。</p> <p>⑤ 液体状の廃棄物を収納する容器は、こぼれにくい構造で浸透しにくい材料が用いられているか。</p> <p>⑥ 放射性廃棄物は、保管廃棄容器に封入されているか。</p> <p>⑦ 大型機械等で保管廃棄容器に封入が困難な場合は、ビニールシート等で梱包されているか。</p> <p>⑧ 液体等の漏洩のおそれのある廃棄物が保管廃棄容器に封入されている場合、当該容器にき裂、破損等が考えられるときは受皿や吸収材等を使用しているか。</p>	<p>1回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>1回／1月</p>	
3. 標 識	<p>① 保管廃棄設備には、「保管廃棄設備」の標識が設備の外部に通ずる部分又はその付近に付けられているか。</p> <p>② 放射性廃棄物を収納した保管廃棄容器には、「放射性廃棄物」の標識が容器表面に付けられているか。</p> <p>③ 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。</p>	<p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p> <p>2回／1年</p>	

(9) 有機廃液焼却炉

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 構造等	<p>(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第14条の11第1項第6号)</p> <p>① 炉の構造、材質、焼却能力及び設置位置等が、許可内容（申請書の記載内容）に合致しているか。 (焼却炉の構造、性能等は科学技術庁が策定した「放射性有機廃液の焼却に関する安全指針（昭和61年、現文部科学省）」によって許可されている。)</p> <p>② 焼却炉は気体が漏れにくく、灰が飛散しにくい構造となっているか。</p>	1回/1年	
2. 焼却炉	<p>① 焼却炉の燃焼性は、確保されているか。</p> <p>② 空気混合器、排ガス冷却器、洗浄塔等に所定の機能を低下させるような不具合、変形及び損傷等はないか。</p> <p>③ 焼却炉本体、排気管等にき裂や有害な損傷はないか。</p> <p>④ 爆発的な燃焼の防止、異常温度の制御、冷却水喪失防止及び地震対策等の各安全装置が正常に作動しているか。</p> <p>⑤ プロア、ポンプ及び焼却炉本体の機能を維持するための周辺機器は、正常に作動しているか。</p> <p>⑥ 焼却残渣の搬出口は、汚染の拡がりにくい構造を維持しているか。</p> <p>⑦ 焼却炉と焼却残渣固型化装置が連結されている場合、残渣が漏洩又は飛散しにくいよう措置されているか。</p> <p>⑧ 焼却炉から発生する排気等は、排気設備で処理しているか。</p> <p>⑨ 焼却炉から発生する排水等は、排水設備で処理しているか。</p>	1回/1月 2回/1年 2回/1年 1回/1月 2回/1年 2回/1年 2回/1年 2回/1年	
3. 標 識	<p>① 焼却炉が設置されている室には、「廃棄作業室」の標識が出入口又はその付近に付けられているか。</p> <p>② 汚染検査室には、「汚染検査室」の標識が室の出入口又はその付近に付けられているか。</p>	2回/1年 2回/1年	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
	③ 排気管、排水管には「放射能表示」の標識と流れの方向を示す「矢印」が付けられているか。 ④ 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。	2回／1年 2回／1年	

2. 機器設備の機能点検

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考																
1. 放射線監視装置の 性能試験	① 放射線監視装置の性能試験は設備を構成する機器の点検校正及び運転動作試験を行い、初期の性能維持と経年劣化による不具合発生時期等の判断をする。	1回／1年																	
(1) 機器名及び台数	<table border="0"> <tr> <td>1) γ線エリアモニタ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>2) ヨウ素モニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>3) β線ガスモニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>4) γ線水モニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>5) 高感度β線水モニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>6) オペレーションコンソール</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>7) ハンドフットクロスモニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>8) 出入管理システム</td> <td>1台</td> </tr> </table>	1) γ 線エリアモニタ	4台	2) ヨウ素モニタ	1台	3) β 線ガスモニタ	1台	4) γ 線水モニタ	1台	5) 高感度 β 線水モニタ	1台	6) オペレーションコンソール	1台	7) ハンドフットクロスモニタ	1台	8) 出入管理システム	1台		
1) γ 線エリアモニタ	4台																		
2) ヨウ素モニタ	1台																		
3) β 線ガスモニタ	1台																		
4) γ 線水モニタ	1台																		
5) 高感度 β 線水モニタ	1台																		
6) オペレーションコンソール	1台																		
7) ハンドフットクロスモニタ	1台																		
8) 出入管理システム	1台																		
(2) 点検及び運転動作試験内容	<p>① 外観点検：計測機能に影響を及ぼす損傷がないことを目視にて点検する。</p> <p>② 動作試験：運転時の動作状況及び感度性能等について試験する。</p>	<p>1回／1年</p> <p>1回／1年</p>																	
2. 有機廃液焼却装置 の総合点検	① 有機廃液焼却装置の点検は機器の点検及び運転動作試験を行い、初期の性能維持と経年劣化による不具合発生時期等の判断をする。	1回／1年																	
3. 動物乾燥装置の総合点検	① 動物乾燥装置の総合点検は機器の点検及び運転動作試験を行い、初期の性能維持と経年劣化による不具合発生時期等の判断をする。	1回／1年																	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考																					
<p>4. 排水処理設備の満水試験</p> <p>(1) 排水処理水槽の満水試験</p> <p>(2) 配管の漏水検査</p>	<p>① 貯留槽 (12 m³×3 槽)、希釈槽 (24 m³×1 槽)、流入槽 (2 m³×1 槽) の各排水処理水槽内に上水を満たした後、1 時間静置後の水位確認と水槽外側での漏水の有無を確認する。</p> <p>① 水槽廻りの配管の漏水、破損等を目視にて点検確認をする。</p>	<p>1 回 / 1 年</p> <p>1 回 / 1 年</p>																						
<p>5. 排水処理設備機器の性能点検</p>	<p>排水処理設備機器の性能試験は設備を構成する機器の点検及び運転動作試験を行い、初期の性能維持と経年劣化による不具合発生時期等の判断をする。</p> <p>(1) ポンプ：計 1 2 台</p> <table border="0" data-bbox="422 1075 1085 1411"> <tr> <td>・流入水移送ポンプ</td> <td>0.75kw 3φ 200V</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・貯留水移送ポンプ</td> <td>0.75kw 3φ 200V</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・放流ポンプ</td> <td>0.75kw 3φ 200V</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・サンプリングポンプ</td> <td>0.40kw 3φ 200V</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・排水ピットポンプ</td> <td>0.40kw 3φ 200V</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・排水ピットポンプ</td> <td>0.75kw 3φ 200V</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・排水モニタポンプ</td> <td>0.20kw 3φ 200V</td> <td>1 台</td> </tr> </table> <p>① 外観点検：接液部からの漏洩・破損等を目視にて点検する。</p> <p>② 動作試験：運転時の動作状況及び異常音・振動等について点検する。</p> <p>(2) 電動弁（電磁弁を含む）：3 1 台</p> <p>① 外観点検：接液部からの漏洩・破損等を目視にて点検する。併せて駆動部の腐蝕の有無を確認する。</p> <p>② 動作試験：開閉運転時の動作状況及び異常音・振動等について点検する。</p>	・流入水移送ポンプ	0.75kw 3φ 200V	2 台	・貯留水移送ポンプ	0.75kw 3φ 200V	2 台	・放流ポンプ	0.75kw 3φ 200V	2 台	・サンプリングポンプ	0.40kw 3φ 200V	2 台	・排水ピットポンプ	0.40kw 3φ 200V	1 台	・排水ピットポンプ	0.75kw 3φ 200V	2 台	・排水モニタポンプ	0.20kw 3φ 200V	1 台	<p>1 回 / 1 年</p> <p>1 回 / 1 年</p> <p>1 回 / 1 年</p> <p>1 回 / 1 年</p>	
・流入水移送ポンプ	0.75kw 3φ 200V	2 台																						
・貯留水移送ポンプ	0.75kw 3φ 200V	2 台																						
・放流ポンプ	0.75kw 3φ 200V	2 台																						
・サンプリングポンプ	0.40kw 3φ 200V	2 台																						
・排水ピットポンプ	0.40kw 3φ 200V	1 台																						
・排水ピットポンプ	0.75kw 3φ 200V	2 台																						
・排水モニタポンプ	0.20kw 3φ 200V	1 台																						

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
	<p>(3) 連続式液面計：4台</p> <p>① 外観点検：水位センサーの劣化状態及びケーブルの捻れ等を目視にて点検する。</p> <p>② 動作校正：計測部の連続使用による誤差を調整する。</p> <p>(4) 制御盤類：監視盤1台、現場制御盤1台</p> <p>① 外観点検：器具破損、配線脱落等の有無を点検する。</p> <p>② 警報試験：模擬入力により監視盤・動力盤での警報確認を行う。</p> <p>③ 動作表示確認：機器の動作試験時に表示灯の表示確認を行う。</p> <p>④ 自動運転試験：模擬条件による設備の自動運転を実施して不具合を確認する。</p> <p>⑤ 盤端子増締め：外部配線端子部止具の増締めを行う。併せてヒューズ、ランプの不良品を交換する。</p> <p>(5) その他の計装品</p> <p>① 外観点検：その他の計装品について腐食、脱落等を目視にて点検する。</p> <p>(6) その他</p> <p>① 手動弁の動作確認及びストレーナーのスクリーン清掃を行う。</p>	<p>1回/1年</p> <p>1回/1年</p> <p>1回/1年</p> <p>1回/1年</p> <p>1回/1年</p> <p>1回/1年</p> <p>1回/1年</p> <p>1回/1年</p>	
<p>6. 滅菌・中和設備の性能点検</p> <p>(1) 残留塩素計 (簡易点検)</p>	<p>排水処理設備機器の性能点検は設備を構成する機器の点検及び運転動作試験を行い、初期の性能維持と経年劣化による不具合発生時期等の判断をする。</p> <p>① 外観点検：接液部からの漏洩・破損等を目視にて点検する。</p> <p>② 動作試験：運転時の動作状況及び電極調整を行う。</p> <p>③ 資材交換：簡易・総合点検の都度、消耗資材の交換を行う。</p>	<p>1回/1年</p> <p>1回/1年</p> <p>1回/1年</p>	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
(2) 滅菌・中和機器 (簡易点検)	① 外観点検：接液部からの漏洩・破損等を目視にて点検する。 ② 動作試験：運転時の動作状況及び電極調整を行う。 ③ 薬液補充：簡易・総合点検の都度、各硫酸・苛性ソーダ・次亜塩素ソーダの薬液を点検し、調剤の上補充する。	2回／1年 2回／1年 2回／1年	
7. 室内風量測定	① 室内風量測定は許可申請書に記載の換気能力となっているかを確認する。実施方法は各室吹き出し口(119口)で風量測定を行うとともに排気系フィルタを交換した後、給気系を一定にした上で排気系ダンパーで系統毎(4系統)に末端部より調整する。(測定口数は別紙)	1回／1年	
8. 排風機の総合点検	① 排風機性能が許可申請書に記載された内容に合致しているかを確認する。	1回／1年	
9. 空気調和装置の総合点検	① 空気調和装置は建築保全業務共通仕様書(平成30年版)に基づき総合点検を行う。	1回／1年	

3. 機械設備のリフレッシュ点検業務

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 管理区域床面放射能除染	① 床面除染業務は、一定期間に広がった放射能汚染（放射線を含む溶液の飛しょう、器具洗浄水のこぼれ等）を除去し、施設の環境整備のために行う。	4回／1年	
2. 排水処理水槽の清掃	① 貯留槽（12 m ³ ×3 槽）、希釈槽（24 m ³ ×1 槽）、流入槽（2 m ³ ×1 槽）の排水処理水槽内に蓄積された汚泥及び機器類に付着したスラッジ等を除去して、排水設備の性能維持を計り、併せて外観点検により亀裂・腐蝕・破損等の点検を行う。	1回／1年	
3. 機械室床面清掃	① 機械室床面の埃等を水洗いにて除去し、室内の環境整備を行う。	1回／1年	
4. 排気系フィルタ交換	① 排気系フィルタ交換は施設外部への放射能汚染を未然に防止し、施設の能力維持を図るため、プレフィルタ及びH E P Aフィルタを交換する。交換に必要なフィルタは中央水産研究所において支給するものとする。	1回／1年	
5. 給気系フィルタ交換	① 給気系フィルタ交換は施設内部環境のクリーン度維持を図るため、空気調和機のプレフィルタ及び中性能フィルタを交換する。	1回／1年	
	② フィルタユニットのプレフィルタ及び中性能フィルタ・H E P Aフィルタは差圧計の値を確認し、除去効率の低下したフィルタを報告し協議の上交換する。	適宜	
	③ 各室吹き出し口のH E P Aフィルタについては、目視点検を行い除去効率の状況を報告し、協議の上交換する。	適宜	
	④ 交換に必要なフィルタは中央水産研究所において支給するものとする。		

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
6. フィルタ滅菌	① W205 マリンバイオテクノロジー実験室（3）の排気系・給気系フィルタは交換作業の前に燻蒸による滅菌作業を行う。	1回／年	

4. 放射線測定業務

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 作業環境測定	① 放射性同位元素等の規制に関する法律及び労働安全衛生法に基づき、作業環境測定を実施し、施設内の空気汚染に対する管理が適切に行われていることを確認する。測定は全β線・γ線について18箇所測定するものとする。(測定箇所は別途指定)	1回／1月	
2. 線量率測定	② 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、法定区域における放射線量の管理が適切に行われていることを確認する。測定は全β線・γ線について64箇所測定するものとする。(測定箇所は別途指定)	1回／1月	
3. 表面汚染密度測定	③ 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、管理区域内の表面汚染に対する管理が適切に行われていることを確認する。測定は全β線・γ線について78箇所測定するものとする。(測定箇所は別途指定)	1回／1月	

5. 空調機関係機器リスト

No	仕 様	数 量	単 位	備 考
1	実験盤 (西側1F 通路)			
	PL-W1-2	1	台	
	PL-W1-3	1	台	
	PL-W1-4	1	台	
	PL-W1-5	1	台	
2	フィルタユニット (西棟2F 機械室)			
	FU-W222	1	台	
	FU-W102 (巻き取り形)	1	台	
3	給気ファン (西棟2F 機械室)			
	FS-W101	2	台	
	FS-W21	2	台	
	FS-W221	2	台	
4	エアフィルタ (西棟2F 機械室)			
	AF-W21	1	台	
	AF-W22	1	台	
5	空気調和機 THU-305 (西棟2F 機械室)			
	ACU-W21	1	台	
	空気調和機 THC-35BH (西棟2F 機械室)			
	ACU-W22	1	台	
6	動力盤 (西棟2F 機械室)			
	P-W2-1	1	台	
7	実験盤 (西棟2F 機械室)			
	PL-W2-2	1	台	
8	排気ファン LLB #5 1/2 (西棟3F 機械室)			
	FE-W211	2	台	
	排気ファン LLB #2 3/4 (西棟3F 機械室)			
	FE-W212	2	台	

6. 業務実施時期一覧

項目／実施月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考	
施設全般における目視点検							■						■		
設備の機能点検	1 放射線監視装置の性能試験		●												
	2 有機廃液焼却装置の総合点検			●											
	3 動物乾燥装置の総合点検			●											
	4 排水処理設備の満水試験								●						
	5 排水処理設備機器の性能試験								●						
	6 滅菌・中和設備の性能試験(簡易)							●							
	7 室内風量測定							●							
	8 排風機の性能試験							●							
	9 空気調和装置の総合点検							●							
	10 蒸気滅菌器の性能試験													休止中	
	11 空調機器の点検整備							■						■	
	12 空調機器の目視点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
設備のリフレッシュ	1 管理区域床面放射能除染			◆			◆			◆			◆		
	2 貯留槽の清掃					●									
	3 機械室床面の清掃								●						
	4 排気系フィルタ交換							●							
	5 給気系フィルタ交換(空気調和機)							●							
	6 給気系フィルタ交換(フィルタユニット)	協議の上、適宜実施													
放射線測定	1 作業環境測定	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	2 線量率測定	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	3 表面汚染密度測定	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

◎ 毎月1回実施するもの

● 1年に1回実施するもの

■ 1年に2回実施するもの

◆ 1年に4回実施するもの

国立研究開発法人水産研究・教育機構

横浜庁舎放射線施設保守点検業務

報告書 書式集

令和7年度

水産資源研究所管理部門管理課

留意点

1. 報告書の作成にあたっては、各業務に応じて必要な書式を選択し、適宜組み合わせて使用する。また、法規等により定められているものは、別途その書式にて報告する。
2. 報告書は、不良内容をできるだけ具体的に記載し、改善の提案を行う。
3. 書式に無い場合は製造者等の標準書式を使用する等、適宜書式を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

1. 施設全般の目視点検業務

(1) 建物関係

点検項目	判断基準	判定	不良内容等
位置等	1. 使用施設等は地崩れ及び浸水のおそれがないか。		
	2. 事業所内の居住区域等に変更はないか。		
主要構造部等	1. 主要構造部等が耐火構造又は不燃材料造りとなっているか。		
	2. 改修又は補修工事が行われた場合、主要構造部等は耐火構造又は不燃材料造りとなっているか。		
遮蔽	1. 遮蔽の構造, 材料, 寸法が許可内容(申請書及び添付書類)に合致しているか。		
	2. 遮蔽物に破損, き裂などの損傷はないか。		
	3. 常時人が立ち入る場所の1cm線量当量は1mSv/週を超えていないか。		
	4. 事業所境界, 事業所内居住区に対する1cm線量当量が、250 μ Sv/3月を超えていないか		

判定マーク: ○=異常なし、△=要注意、×=異常あり、- =該当箇所なし

(3)作業室

点検項目	判断基準	判定	不良内容等
構造	1. 汚染のおそれのある床、壁等の突起物、くぼみが少ないか。		
	2. 汚染のおそれのある床等の仕上材の目地等の隙間は少ないか。		
	3. 汚染のおそれのある床、壁等に著しいき裂はないか。		
表面材料	1. 汚染のおそれのある床、壁等の表面は平滑な材料が使用されているか。		
	2. 汚染のおそれのある床、壁等の表面は腐食しにくい材料か。		
	3. 気体又は液体が浸透しにくい材料か。		
	4. 塗装された床面に剥離や著しい磨滅はないか。		
フード・グローブボックス	1. フードは排気設備に確実に接続されているか。		
	2. フード本体及び排気管等の溶接部、接合部にき裂や腐食がないか。		
	3. フードの扉の開口部で適切な面速が得られているか。		
	4. ダンパーが設置されている場合、その機能は正常に作動するか。		
	5. フードの扉を全閉にしたとき、バイパス弁が正常に作動し、かつ室内空気の流れに大きな変化はないか。		
	6. フード下の配管、トラップ等の接合部から漏水はないか。		
	7. フード内は、汚染拡大防止措置が講じられているか。		
	8. グローブボックス及び排気管等の接合部にき裂や腐食がないか。		
	9. グローブボックスは、確実に排気設備に接続されているか。		
	10. グローブボックス内は、所定の負圧が得られているか。		
	11. グローブ及びOリングに破損、老朽はないか。		
流し	1. 流し及び手洗器等に、き裂、破損又は汚損等はないか。		
	2. 流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
換気	1. 作業室内の空気は排気口やフードから良好な状態で排出されているか。		
	2. 作業室の空気は廊下や汚染検査室へ逆流していないか。		
	3. 作業室では作業台周辺の換気は十分に行われているか。		
標識	1. 作業室毎に「放射性同位元素使用室」の標識がつけられているか。		
	2. 標識は、作業室の出入口又はその付近に付けられているか。		
	3. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		

判定マーク:○＝異常なし、△＝要注意、×＝異常あり、－＝該当箇所なし

(4)汚染検査室

点検項目	判断基準	判定	不良内容等
位置等	1. 作業室の出入口付近で、許可内容(申請書の添付図面)に合致しているか。		
	2. 汚染検査室の区画は明確にされているか。		
構造	1. 汚染のおそれのある床、壁等はいぼみが少ないか。		
	2. 汚染のおそれのある床、壁等は突起物が少ないか。		
	3. 汚染のおそれのある床等の仕上材に目地等の隙間は少ないか。		
	4. 汚染のおそれのある床、壁等にき裂はないか。		
表面材料	1. 汚染のおそれのある床、壁等の表面は平滑な材料が使用されているか。		
	2. 汚染のおそれのある床、壁等の表面は腐食しにくい材料か。		
	3. 汚染のおそれのある床、壁等は気体又は液体が浸透しにくい材料か。		
	4. 塗装された床面に剥離や著しい磨滅はないか。		
洗浄設備	1. 流し、シャワー等は確実に排水設備に接続されているか。		
	2. 流し、シャワー等に破損や故障はないか。		
	3. 流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水又はその痕跡はないか。		
更衣設備	1. 実験衣、作業衣、RI靴、軽作業靴等は整備されているか。		
	2. 実験衣等は、定期的に変換し、又は洗濯がされているか。		
	3. 履物入れや衣服掛け等が整備されているか。		
	4. 未使用並びに使用済みの作業衣等が明確に区分されているか。		
器材	1. 手洗用石鹸、紙タオル等は常備されているか。		
	2. ブラシ、ウエス及び洗剤等の除染器材は整備されているか。		
測定器	1. 許可を得た申請書に記載された種類と台数の測定器が備えられているか。		
	2. 測定器は定期的に点検整備がされているか。		
標識	1. 「汚染検査室」の標識が付けられているか。		
	2. 設置位置は、許可内容(申請書及び添付図面)と合致しており、見やすい場所であるか。		
	3. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		

判定マーク:○=異常なし、△=要注意、×=異常あり、- =該当箇所なし

(6)排気設備

点検項目	判断基準	判定	不良内容等
位置	1. 設置位置は、許可内容(申請書及び添付図面)に合致しているか。		
排気浄化装置	1. 排気浄化装置の種類、台数及び性能が許可内容(申請書の記載内容)に合致しているか。		
	2. フィルタチャンバーに腐食や破損等がなく、排気が漏洩していないか。		
	3. フィルタの装着枚数は、許可内容(申請書の記載内容)に合致しているか。		
	4. フィルタの装着状態及び捕集効率の回数確認。		
	5. フィルタの圧力損失の測定値は良好か。		
	6. マノメータ等の計器は正常に作動しているか。		
	7. フィルタ定期的交換又は適宜交換の回数確認。		
排風機	1. 排風機の種類と台数及びモータの定格馬力は、許可内容(申請書の記載内容)に合致しているか。		
	2. 所定の排気風量は得られているか。		
	3. 排風機及びモータに異常音や振動及び加熱がないか。		
	4. ベルト等に損傷や規定数以上の緩みはないか。		
排気管	1. 作業室、フード等、排気浄化装置、排風機及び排気口間の排気管は確実に連結されているか。		
	2. 排気管に腐食やき裂又は破損等はないか。		
	3. 排気管に設置されたダンパーは、正常に作動するか。		
	4. 作業室の排気ダンパーや排気グリルは閉鎖されていないか。		
排気口	1. 排気口に腐食、き裂又は破損等がないか。		
	2. 排気ガラリ付近に排気を阻害する障害物等はないか。		
	3. 排気モニタが設置されている場合、測定性能が維持され排気循環系統が正常に機能しているか。		
標識	1. 排気浄化装置には「排気設備」の標識が装置表面に付けられているか。		
	2. 排気管には「放射能表示」の標識及び流れの方向を示す「矢印」が付けられているか。		
	3. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		

判定マーク:○=異常なし、△=要注意、×=異常あり、- =該当箇所なし

(7)排水設備

点検項目	判断基準	判定	不良内容等
位置等	1. 設置位置は、許可内容(申請書及び添付図面)に合致しているか。		
	2. 床等の仕上材は、液体が浸透しにくく目地や損傷はないか。		
排水浄化槽	1. 排水浄化槽の材料、構造、台数等は許可内容(申請書の記載内容)に合致しているか。		
	2. 排気浄化槽に、腐食、き裂等はないか。		
	3. 排水浄化槽及び接続配管等からの漏水はないか。		
	4. 排水浄化槽の内部ライニング材に、腐食等による劣化や破損はないか。		
	5. 廃液を採取する設備は、正常に機能するか。		
	6. 排水モニタが設置されている場合、測定性能が維持され排液循環システムが正常に機能しているか。		
	7. 排水浄化槽の水位計は正常に作動するか。		
	8. 排液処理装置が設置されている場合、正常に作動するか。		
	9. 排水設備にさく等が設置されている場合、破損等はないか。		
排水管	1. 排水管にき裂や破損又は取付け部に緩み等はないか。		
	2. 溶接部、フランジ部からの漏水はないか。		
	3. 二重管やトレンチ内の排水管に、漏水又はその痕跡はないか。		
標識	1. 排水浄化槽や排液浄化装置の表面又はその付近に「排水設備」の標識が付けられているか。		
	2. 排水管には「放射能表示」の標識及び流れの方向を示す「矢印」が付けられているか。		
	3. 標識の脱落、汚損又は破損や色褪せ等はないか。		

判定マーク:○＝異常なし、△＝要注意、×＝異常あり、－＝該当箇所なし

(8)保管廃棄設備

点検項目	判断基準	判定	不良内容等
位置等	1. 位置、構造及び材料は、許可内容(申請書及び添付図面)に合致しているか。		
	2. 外部及び作業室等との間が、壁、扉及び間仕切り等で区画されているか。		
	3. 扉や蓋等には、鍵その他の閉鎖設備又は器具が設置されているか。		
保管廃棄容器	1. 許可内容(申請書の記載内容)に合致した種類の保管廃棄容器を使用しているか。		
	2. 保管廃棄容器に腐食、き裂及び有害な損傷はないか。		
	3. 変形等のため容器の蓋の密封性が損なわれていないか。		
	4. 空気を汚染させるおそれのある廃棄物を収納する容器は気密な構造か。		
	5. 液体状の廃棄物を収納する容器は、こぼれにくい構造で浸透しにくい材料が用いられているか。		
	6. 放射性廃棄物は、保管廃棄容器に封入されているか。		
	7. 大型機械等で保管廃棄容器に封入が困難な場合は、ビニールシート等で梱包されているか。		
	8. 液体等の漏洩のおそれのある廃棄物が保管廃棄容器に封入されている場合、当該容器にき裂、破損等が考えられるときは受皿や吸収材等を使用しているか。		
標識	1. 保管廃棄設備には、「保管廃棄設備」の標識が設備の外部に通ずる部分又はその付近に付けられているか。		
	2. 放射性廃棄物を収納した保管廃棄容器には、「放射性廃棄物」の標識が容器表面に付けられているか。		
	3. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		

判定マーク:○=異常なし、△=要注意、×=異常あり、- =該当箇所なし

(9)有機廃液焼却炉

点検項目	判断基準	判定	不良内容等
構造等	1. 炉の構造, 材質, 焼却能力及び設置位置等が, 許可内容(申請書の記載内容)に合致しているか。		
	(焼却炉の構造, 性能等は科学技術庁が策定した「放射性有機廃液の焼却に関する安全指針(昭和61年, 現文部科学省)」によって許可されている。)		
	2. 焼却炉は気体が漏れにくく, 灰が飛散しにくい構造となっているか。		
焼却炉	1. 焼却炉の燃焼性は, 確保されているか。		
	2. 空気混合器, 排ガス冷却器, 洗浄塔等に所定の機能を低下させるような不具合, 変形及び損傷等はないか。		
	3. 焼却炉本体, 排気管等にき裂や有害な損傷はないか。		
	4. 爆発的な燃焼の防止, 異常温度の制御, 冷却水喪失防止及び地震対策等の各安全装置が正常に作動しているか。		
	5. ブロア, ポンプ及び焼却炉本体の機能を維持するための周辺機器は, 正常に作動しているか。		
	6. 焼却残渣の搬出口は, 汚染の拡がりにくい構造を維持しているか。		
	7. 焼却炉と焼却残渣固型化装置が連結されている場合, 残渣が漏洩又は飛散しにくいよう措置されているか。		
	8. 焼却炉から発生する排気等は, 排気設備で処理しているか。		
	9. 焼却炉から発生する排水等は, 排水設備で処理しているか。		
標識	1. 焼却炉が設置されている室には, 「廃棄作業室」の標識が出入口又はその付近に付けられているか。		
	2. 汚染検査室には, 「汚染検査室」の標識が室の出入口又はその付近に付けられているか。		
	3. 排気管, 排水管には「放射能表示」の標識と流れの方向を示す「矢印」が付けられているか。		
	4. 標識の脱落, 汚損又は色褪せ等はないか		

判定マーク: ○=異常なし、△=要注意、×=異常あり、- =該当箇所なし

2. 設備の機能点検

点検項目	判断基準	判定	不良内容等
1.放射線監視装置の性能試験	放射線監視装置の性能試験は設備を構成する機器の点検校正及び運転動作試験を行い、初期の性能維持と経年劣化による不具合発生時期等の判断をする。		
(1)機器名及び台数	1) γ 線エアモニタ:4台 2) ヨウ素モニタ:1台 3) β 線ガスモニタ:1台 4) γ 線水モニタ:1台 5) 高感度 β 線水モニタ:1台 6) オペレーションコンソール:1台 7) ハンドフットクロスモニタ:1台 8) 出入管理システム:1台		
(2)点検及び運転動作試験内容	① 外観点検:計測機能に影響を及ぼす損傷がないことを目視にて点検する。 ② 動作試験:運転時の動作状況及び感度性能等について試験する。		
2.有機廃液焼却装置の総合点検	有機廃液焼却装置の点検は機器の点検及び運転動作試験を行い、初期の性能維持と経年劣化による不具合発生時期等の判断をする。		
3.動物乾燥装置の総合点検	動物乾燥装置の総合点検は機器の点検及び運転動作試験を行い、初期の性能維持と経年劣化による不具合発生時期等の判断をする。		
4.排水処理設備の満水試験			
(1)排水処理水槽の満水試験	貯留槽(12 $\text{m}^3 \times 3$ 槽), 希釈槽(24 $\text{m}^3 \times 1$ 槽), 流入槽(2 $\text{m}^3 \times 1$ 槽)の各排水処理水槽内に上水を満たした後、1時間静置後の水位確認と水槽外側での漏水の有無を確認する。		
(2)配管の漏水検査	水槽廻りの配管の漏水、破損等を目視にて点検確認をする。		
5.排水処理設備機器の性能点検	排水処理設備機器の性能試験は設備を構成する機器の点検及び運転動作試験を行い、初期の性能維持と経年劣化による不具合発生時期等の判断をする。		
	(1) ポンプ:計12台		
	・流入水移送ポンプ 0.75kw 3 ϕ 200V 2台		
	・貯留水移送ポンプ 0.75kw 3 ϕ 200V 2台		
	・放流ポンプ 0.75kw 3 ϕ 200V 2台		
	・サンプリングポンプ 0.40kw 3 ϕ 200V 2台		
	・排水ピットポンプ 0.40kw 3 ϕ 200V 1台		
	・排水ピットポンプ 0.75kw 3 ϕ 200V 2台		
	・排水モニタポンプ 0.20kw 3 ϕ 200V 1台		
	① 外観点検:接液部からの漏洩・破損等を目視にて点検する。		
	② 動作試験:運転時の動作状況及び異常音・振動等について点検する。		

判定マーク:○=異常なし、△=要注意、×=異常あり、- =該当箇所なし

点検項目	判断基準	判定	不良内容等
	(2) 電動弁(電磁弁を含む):31台		
	① 外観点検:接液部からの漏洩・破損等を目視にて点検する。併せて駆動部の腐蝕の有無を確認する。		
	② 動作試験:開閉運転時の動作状況及び異常音・振動等について点検する。		
	(3) 連続式液面計:4台		
	① 外観点検:水位センサーの劣化状態及びケーブルの捻れ等を目視にて点検する。		
	② 動作校正:計測部の連続使用による誤差を調整する。		
	(4) 制御盤類:監視盤1台, 現場制御盤1台		
	① 外観点検:器具破損, 配線脱落等の有無を点検する。		
	② 警報試験:模擬入力により監視盤・動力盤での警報確認を行う。		
	③ 動作表示確認:機器の動作試験時に表示灯の表示確認を行う。		
	④ 自動運転試験:模擬条件による設備の自動運転を実施して不具合を確認する。		
	⑤ 盤端子増締め:外部配線端子部止具の増締めを行う。併せてヒューズ, ランプの不良品を交換する。		
	(5) その他の計装品		
	① 外観点検:その他の計装品について腐食, 脱落等を目視にて点検する。		
	(6) その他		
	① 手動弁の動作確認及びストレーナーのスクリーン清掃を行う。		
6.滅菌・中和設備の性能点検	排水処理設備機器の性能点検は設備を構成する機器の点検及び運転動作試験を行い, 初期の性能維持と経年劣化による不具合発生時期等の判断をする。		
(1) 残留塩素計	① 外観点検:接液部からの漏洩・破損等を目視にて点検する。		
(簡易点検)	② 動作試験:運転時の動作状況及び電極調整を		
	③ 資材交換:簡易・総合点検の都度, 消耗資材の交換を行う。		
(2) 滅菌・中和機器(簡易点検)	① 外観点検:接液部からの漏洩・破損等を目視にて点検する。		
	② 動作試験:運転時の動作状況及び電極調整を行う。		
	③ 薬液補充:簡易・総合点検の都度, 各硫酸・苛性ソーダ・次亜塩素ソーダの薬液を点検し, 調剤の上		

判定マーク:○=異常なし、△=要注意、×=異常あり、- =該当箇所なし

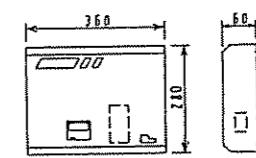
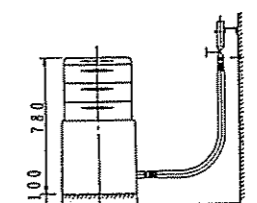
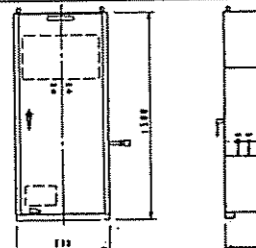
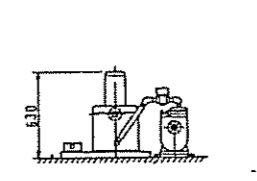
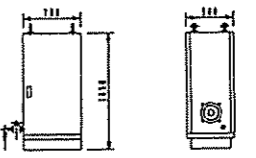
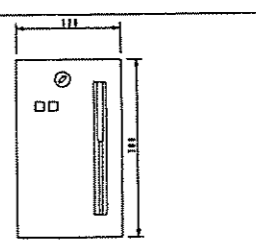
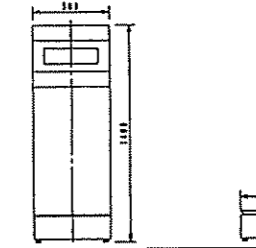
国立研究開発法人水産研究・教育機構

横浜庁舎放射線施設保守点検業務

参考図面

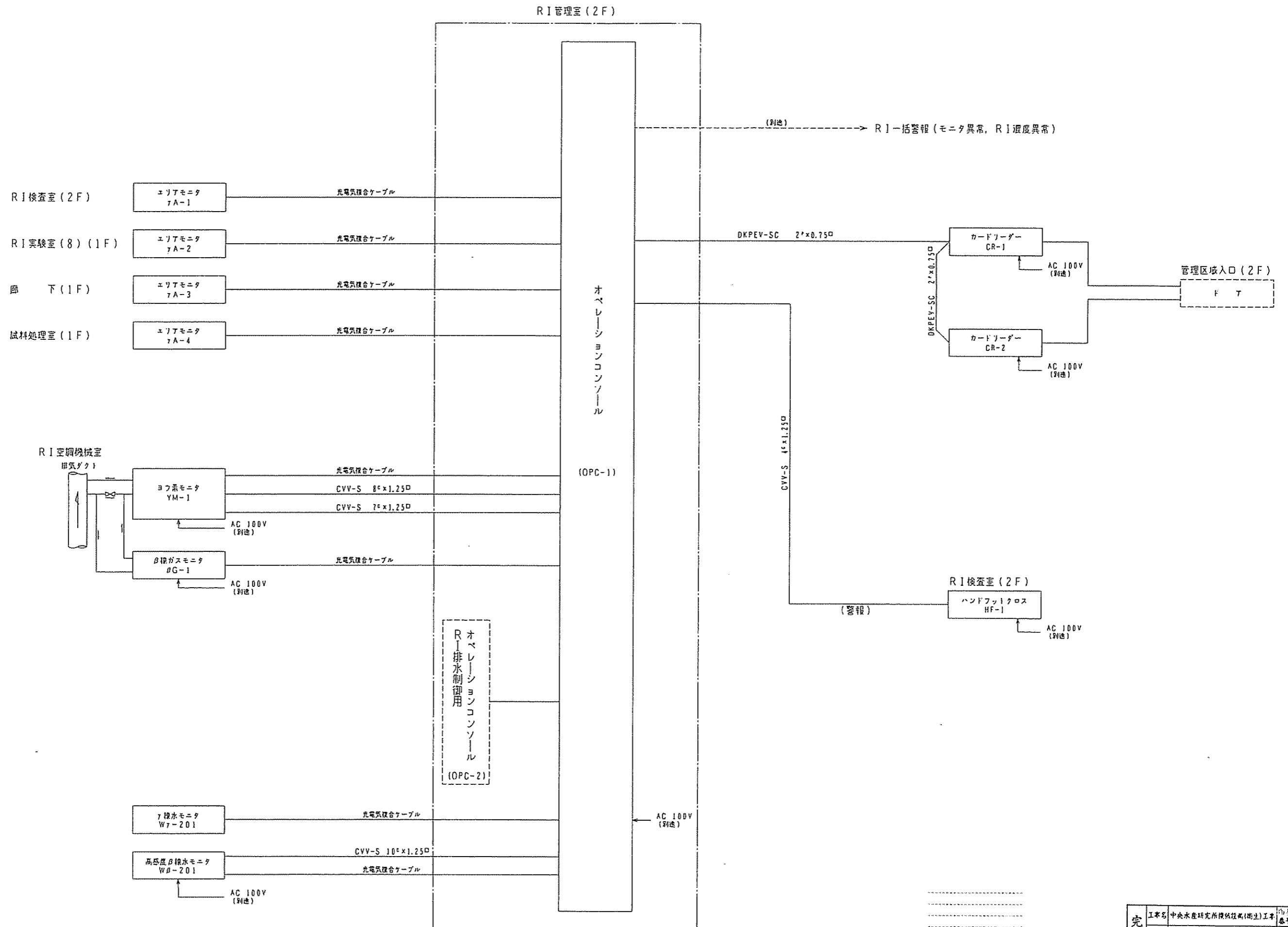
令和7年度

水産資源研究所管理部門管理課

1 特記仕様	3 機器仕様	外形図(参考)
<p>1. 概要 本設備は、「放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律」の基本精神である「放射線障害を防止し、公共の安全を確保」することを目的としたものである。本設備は、施設内作業者及び施設周辺住民への放射線障害防止のための放射線モニタリングシステム、施設内の放射線管理区域への出入口、入室チェックのための出入管理システム、法律等により義務づけられている放射性同位元素の購入、使用履歴の管理を行うための放射線同位元素の使用管理システムより構成される。</p> <p>2. 適用法規等 (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (2) 日本工業規格 (3) 日本電材工業会基準規格</p> <p>3. 官公署への手続 当RI施設の工事及び使用に際して必要とする官公署などへの手続は、請負者が代行し、運営を行う。</p>	<p>EA-1~4 γ線エアモニタ (4台)</p> <p>測定線種 空間γ線 検出器 シリコン半導体検出器 測定範囲 0.1~10³ Sv/h エネルギー範囲 50 KeV以上</p>	 <p>S:1/10</p>
<p>2 計算機装置仕様 (オペレーションコンソール)</p> <p>(1) システム機能 ① 放射線モニタリングシステム 施設内作業者の安全確保及び、施設周辺住民の放射線障害防止のために施設内外の各種放射線レベルを監視するために、以下のモニタリング機器により構成される。 ② 出入管理システム 放射線管理区域への出入口にカードリーダーを設置し、管理区域等への入退、入室のチェックをするためのシステムである。入室、入室時に資格のチェックによる扉のインターロックをとること。また、記録はオンラインにて放射線管理に必要な帳票にまとめること。 ③ テイノトップ管理システム テイノトップの購入、貯蔵、使用、廃棄に関する一連の管理を行うシステムで、データ処理装置のキーボードから必要事項を入力し、購入状況、貯蔵状況、使用状況、廃棄状況など管理に必要な帳票としてまとめること。</p> <p>(2) 機器仕様 オペレーションコンソール(1式) - 主記憶 3MB以上 - フロップ周波数 16MHz, 28MHz - CPU 32ビット, 16ビット - 補助記憶 40MBハードディスク及び1MBフロッピーディスク - CRT 14インチカラーCRT - プリンタ 24ドットプリンター - 用紙サイズ 15インチ連続 - 印字色数 1色(黒) - 印字速度 漢字 40漢字/Sec 英字 80英字/Sec - 電源 AC 100V - インターフェイス: システム上必要数設けること。</p> <p>機能 ① 放射線モニタリングシステム 各モニタの放射線濃度への換算、表示、各モニタへの警報レベルの判定、設定、日報、月報、年報の作成、表示、印字 各モニタのサンプリングコントロール機能 ② 出入管理システム 入室時の資格資格チェック 在室者表示 入室記録(日報、月報、年報)、集計、印字 ③ テイノトップ管理システム RI使用状況の入力 保管、廃棄、貯蔵等の情報の表示、記録</p>	<p>OG-1 β線ガスモニタ (1台)</p> <p>測定線種 β(α)線 検出器 通気型電離箱 測定範囲 10⁻¹⁴~10⁻¹¹ A 最高検出感度 3Hに対して 2×10⁻² Bq/cm³ 14Cに対して 7.4×10⁻³ Bq/cm³</p> <p>YM-1 ヨウ素モニタ (1台)</p> <p>測定線種 γ線 検出器 NaI(Tl)シンチレーション検出器 測定範囲 1~10⁷ cpm 最高検出感度 125Iに対して 1×10⁻³ Bq/cm³ 131Iに対して 4×10⁻³ Bq/cm³ 備考 シングルチャンネル波高分辨機能付 カードリッジ自動交換式</p> <p>WR-201 γ線水モニタ (1台)</p> <p>測定線種 γ線 検出器 NaI(Tl)シンチレーション検出器 測定範囲 1~10⁷ cpm 最高検出感度 125Iに対して 3.7×10⁻³ Bq/cm³ 131Iに対して 3.5×10⁻³ Bq/cm³ 備考 シングルチャンネル波高分辨機能付 屋外カバー付</p> <p>WG-201 高感度β線水モニタ (1台)</p> <p>測定線種 β(α)線 検出器 液体シンチレータとの混合 測定範囲 1~99999カウント 最高検出感度 3Hに対して 2×10⁻¹ Bq/cm³ 14Cに対して 1×10⁻¹ Bq/cm³ 備考 効率トレーサ法による濃度換算機能付 測定回路は自動機能付 屋外カバー付</p> <p>CR-1~2 カードリーダー (2台)</p> <p>整理込型 カード駆動方式 手動式 カード 磁気カード インターフェイス 封電気線 DC 24V, 0.9A 電源 対応オペレーションコンソール, RS485通信仕様 AC 100V</p> <p>HF-1 ハンドフットクロスモニタ (1台)</p> <p>測定線種 β(γ)線 測定範囲 手動用 0~9999カウント 衣服用 0~1000cps 検出器 GM計数管 検出感度 手動用 0.3Bq/cm² 衣服用 0.4Bq/cm²</p> <p>オペレーションコンソール 図面 S:1/20</p>	 <p>S:1/20</p>  <p>S:1/30</p>  <p>S:1/25</p>  <p>S:1/50</p>  <p>S:1/40</p>  <p>S:1/25</p>

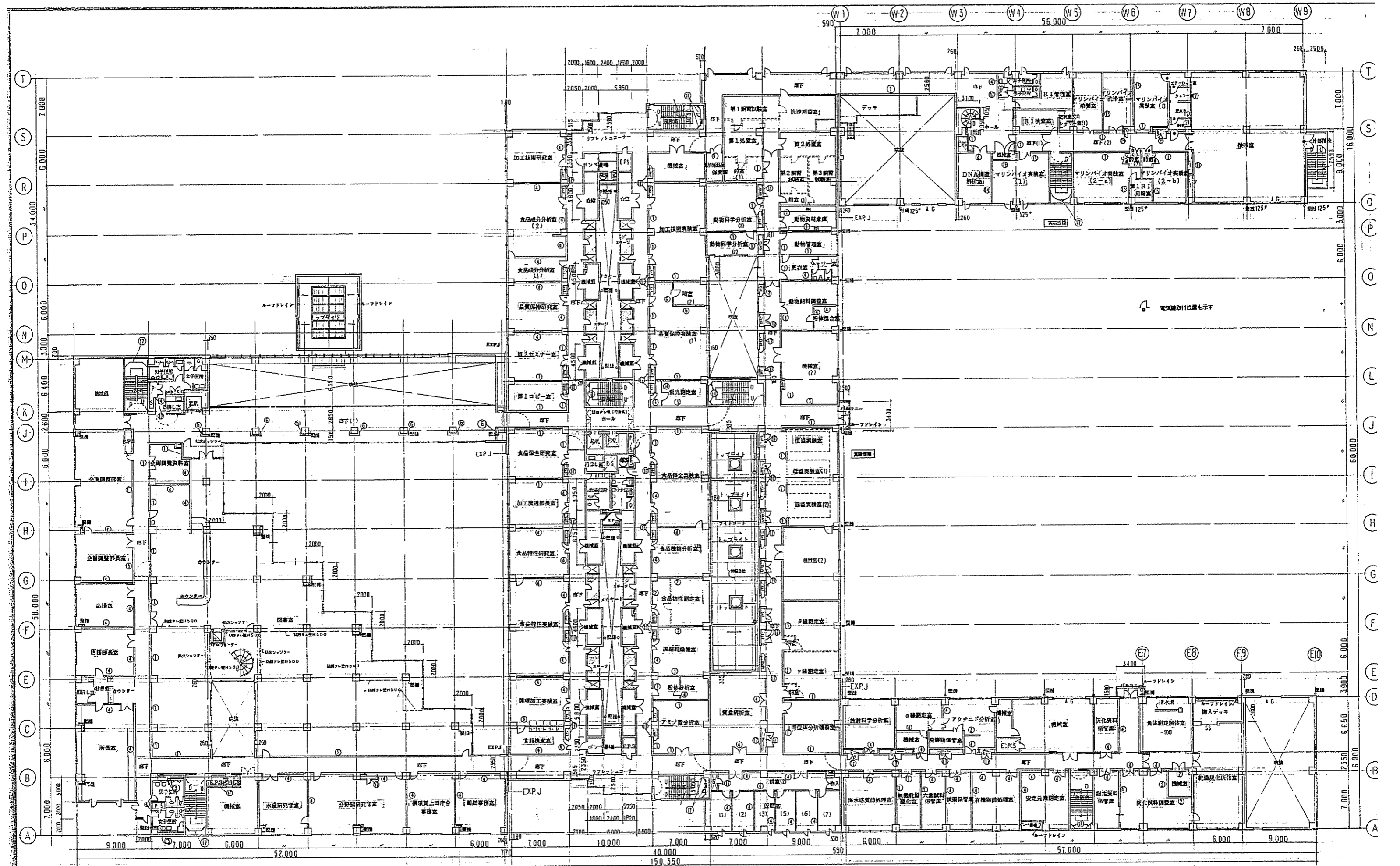
(注) 1. 寸法については、参考寸法とする。

完成図	工事名	中央研究院所建設(南進)工事	図番	118/160
	所在地	横浜市金沢区福浦2-12-4	製図者	野中保生
	図面内容	実験用RIモニタ	製図日	平成5年7月30日
	内容	設置仕様書	製図者	野中保生



オペレーション
 制御用
 コンソール
 (OPC-2)

完成図	工事名	中央水産研究所模範機関(衛生)工事	図番	119/160
	所在	横浜市金沢区福浦2-12-4	巻号	160
	図面	実験血球RIモニタ	年月日	平成5年7月30日
	内容	血球系統図	製作者	野中保生

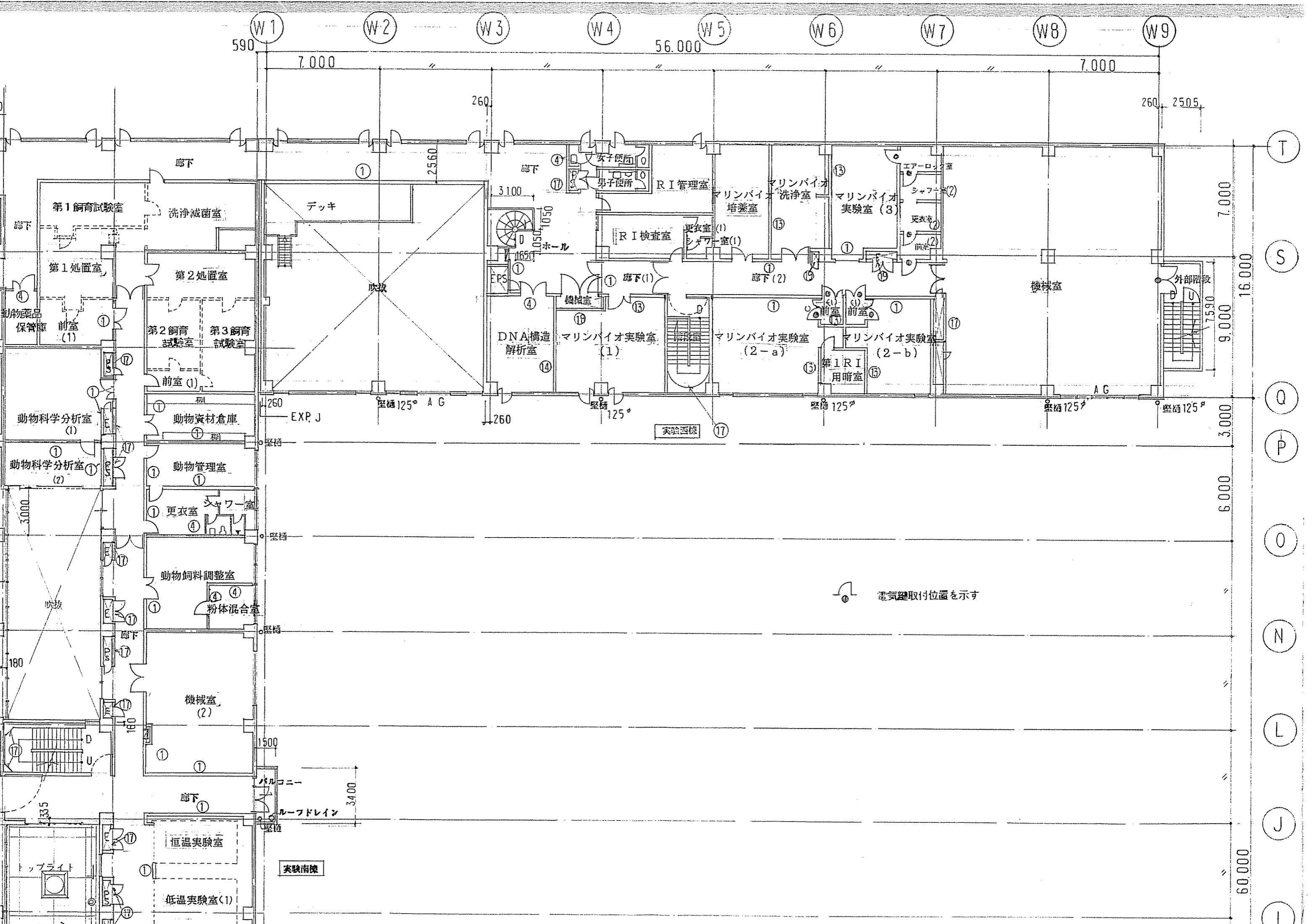


2階平面図 1/200

①	②	③	④	⑤	⑥
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔

口番名	中央水産研究所	室番	12	図面番号	2-12-4
所在	東京都中央区	階層	2階	縮尺	1/200
建物の名称	中央水産研究所	建築年月	平成5年6月30日	設計者	建設技官
用途	研究施設	設計者	建設技官	監理者	建設技官
設計者	建設技官	監理者	建設技官	設計者	建設技官
監理者	建設技官	設計者	建設技官	監理者	建設技官

口番名	中央水産研究所	室番	12	図面番号	2-12-4
所在	東京都中央区	階層	2階	縮尺	1/200
建物の名称	中央水産研究所	建築年月	平成5年6月30日	設計者	建設技官
用途	研究施設	設計者	建設技官	監理者	建設技官
設計者	建設技官	監理者	建設技官	設計者	建設技官
監理者	建設技官	設計者	建設技官	監理者	建設技官



W1 W2 W3 W4 W5 W6 W7 W8 W9

590 7.000 56.000 7.000 250.5

T

S

Q

P

O

N

L

J

I

7.000
9.000
16.000

3.000

6.000

60.000

電気配取付位置を示す

実験南棟

実験西棟

